

令和元年度
第1回長浜市景観審議会
会議要点録

長浜市景観審議会

令和元年度第1回長浜市景観審議会 会議要点録

○日 時 令和元年8月7日(水) 午後1時から午後2時30分まで

○場 所 長浜市役所3階 3-Bコミュニティルーム

○出席委員 8人
奥貫隆(会長)、石井良一(副会長)、東幸代、小財憲司、
大神敏臣、辻村耕司、中西恭子、松居弘次(敬称略)

○欠席委員 3人
大村悟子、武田史朗、饗庭啓良(敬称略)

○事務局 5人
下司都市建設部長、内藤都市計画課長、伊藤副参事、
森本主事、冨田主事

○傍聴人 0人

○配布資料

- ・次第
- ・資料1:長浜市景観審議会委員名簿
- ・資料2:長浜市景観審議会の設置等に関する規定について
- ・資料3:長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関する要綱
- ・資料4-1:琵琶湖辺における広域的景観形成の取組について
- ・資料4-2:長浜市景観条例改正案※抜粋
- ・資料4-3:長浜市景観まちづくり計画変更案※抜粋
- ・資料5-1:令和元年度長浜景観広告賞実施要領
- ・資料5-2:令和元年度長浜景観広告賞募集チラシ(一般向け)
- ・資料5-3:令和元年度長浜景観広告賞募集チラシ
- ・資料5-4:令和元年度長浜景観広告賞応募用紙

○会議要点録

1 開会

2 あいさつ

- ・下司都市建設部長からあいさつ

3 会議の公開について

- ・会長から、長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関する要綱に基づき、景観審議会の会議及び要点録を原則公開とする旨を諮ったところ、異議なく承認された。

4 説明・報告事項

(1) 琵琶湖辺における広域的景観形成の取組みについて

(事務局)

- ・資料4-1、4-2、4-3に基づき説明。

(会長)

この取組みは滋賀県景観行政団体協議会で県内各市共通して太陽光パネルを設置するにあたって、新たに景観形成基準を設けるという趣旨で行っているもので、詳細部分を積み重ねたものを今回報告されているものである。

各市共通で琵琶湖岸の景観形成重点区域のみ適用するというもので間違いないか。

(事務局)

合意事項の内容は、琵琶湖岸における景観形成重点区域にのみ適用するというものである。

(会長)

長浜市においてはそれに準じて琵琶湖岸以外の市全域に対して共通する内容を盛り込んでいるという理解でいいか。

(事務局)

よい。琵琶湖岸の景観形成重点区域だけでなく、市全域においても滋賀県景観行政団体協議会で作成した標準モデルを参考に作成している。

(委員)

「等」の表現を「太陽光集熱器」として補ったとの説明があったが、その表現は一般的なのか。個人的には「太陽熱集熱器」が一般的な表現だと思う。

(事務局)

表現については他市の表現を参考にしているが、よりわかりやすい表現がないか確

認する。

(会長)

協議会の中では統一的な表現は示されていないのか。

(事務局)

示されていない。

(委員)

太陽光集熱器とはどういったものなのか。

(事務局)

太陽光パネルと同じく、パネルに太陽光を集めて、そこで生じた熱でお湯などを作るものである。

(委員)

温水器のことか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

10㎡を超える温水器はあるのか。よく見かけるのは畳1枚程度。

(事務局)

想定ではない。

(委員)

温水器もモジュールという言い方をするのか。

(事務局)

他市においても、温水器のパネルもモジュールという数え方をしており、それと合わせた表現をしている。

(委員)

庁内調整で修正した部分はどこか。

(事務局)

庁内調整で修正したのは、現行の景観条例別表1の1建築物の新築、増築、改築又は移転の届出規模中の「建築面積」という表現を「床面積」に修正したことと、同じく別表1の2建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の届出規模としてモジュール面積の要件を追加した。

(会長)

対象とする太陽光集熱器は出てくる可能性はあるのか。

(事務局)

可能性は低い。しかし、太陽光集熱器は太陽光パネルと形状や設置場所なども似ていることから、今回新たに太陽光パネルに対して景観形成基準を設けるのであれば、併せて同じ基準を求めることが好ましいと考え、太陽光パネルとのものとして同列に追加した。

(委員)

特定してしまうと、今後、太陽光パネルと類似したものが出てきた時、対応できなくなるのでは。

(事務局)

新しく類似するものが出てきても、それが工作物として認められるものであれば、すでに工作物の基準があるので、一定景観形成基準を求めることはできる。ただ、太陽光パネルについては建築基準法上、工作物として除外されているため、今回のような届出対象として追加する作業がある。

(委員)

「等」とせず、積極的に明記した理由は。

(事務局)

「等」とした場合、いろんな読み取り方ができてしまうため、明記することにより、市民の方や事業者の方が迷われないようにした。また、行政の担当者が変わった際にもどこまでが対象であるのか、担当ごとでの判断がぶれる可能性がないようにしたもの。

ただ、今後、同じような形状のものが出てきて、同じように景観に影響を与えることがありうるのであれば、「等」や「類似する形状のもの」とした表記にしておく、今回のような手続きなく、すぐに景観への配慮を求めていけるというメリットはあるかもしれない。

(委員)

趣旨は理解した。法務担当とも相談されたい。

(委員)

表記について、規制をするならば、明確にできるものはできる限り明確にしておくべき。委員がご指摘されたようにこれに類するものが今後、市場にでてくる可能性、蓋然性があるのならば、それをにらんだ「その他類するもの」というような表現を盛り込んだほうがよいかもしれないが、特段、具体的にそういった状況でないのであれば、明確にしておくべき。

(会長)

最後に委員より根拠を示されたが、そういった趣旨で事務局から提案があったもの

とし、この変更案については了とする。

(副会長)

今回太陽光パネルを届出対象とすることで、現状で既存不適格となる対象物はあるのか。

(事務局)

把握する限りはない。今後、届出対象となるような太陽光パネル等が設置される場合は景観形成基準を求め、よりよいものにしていきたい。

(会長)

事務局から素案を作成する過程において、景観形成重点区域に対して説明したとのことだが、具体的にはどのように行い、最終的にどのように問題なしと判断されたのか。

(事務局)

特定景観形成重点区域に説明を行った。当該区域は商店街がメインとなるため、まず、商店街の理事長や会長に直接、今回の変更の趣旨等について説明を行った。その後、会長等を通して、地元の皆さんを対象とした地元説明会を実施した。その説明会にお越しいただいた方に今回の変更内容を説明し、ご質問を受けたが、反対意見はなかった。また、各会長からも総じて了承を得たというもの。

(会長)

特定形成重点区域以外の景観形成重点区域については。

(事務局)

国道 365 号沿いなどの広域的景観形成重点区域への地元説明は実施していない。これから行うパブリックコメントで意見を伺うという形になる。

(会長)

本件における滋賀県景観行政団体協議会の足並みは。

(事務局)

本市を除く 12 団体中、何らかの形で太陽光パネルを設置する際に規制または届出をさせるなどの措置を講じている団体は、現在、6 団体。また、着手・検討中としている団体は 4 団体。ほぼすべての団体が取り組まれている状態。

(事務局)

議会が 3 月で施行が翌月 4 月となる、その周知期間の可否についてご意見をいただきたい。

(委員)

周知方法はどのようなのか。住宅用の太陽光パネルについては住宅メーカーへの周知を図ればよいと思うが、野立ての太陽光パネルはどのように対応するのか。野立ての太陽光パネルについては電力の固定価格買取制度（FIT法）が変更された関係で一気に設置件数が増える可能性がある。想定件数としてはどのくらいか。

(事務局)

想定件数はかなり少ない。すでに太陽光パネルを届出対象としている自治体においても実際届出があったのは2.3件程度。経済産業省の公開データ（2018年12月時点）から推測するモジュール面積1,000㎡を超えると思われる太陽光パネルの設置累計件数は市内で61件。ここから推測してもかなり少ないと思われる。

(委員)

モジュール面積10㎡での発電容量は。

(事務局)

主流と思われる太陽光パネルの種類だと約1.9kw程度。

(委員)

家庭用でもモジュール面積10㎡を超える場合があるのか。

(事務局)

ほとんどの場合が10㎡を超えての設置となると思われる。家庭用で設置される場合でも少なくとも4kw以上の太陽光パネルを設置されることが多いように見受けられる。景観形成重点区域の工作物においては、モジュール面積100㎡を超える場合が届出対象となるので、発電量にすると19kw程度。経済産業省の公開データ（2018年12月時点）では、19kw以上の太陽光パネル設置累計数はおよそ700件。そこから今後の設置数を推測するともっとも少ない。

(委員)

年10件もないくらいか。

(事務局)

おそらくそれくらい。

(会長)

そういった状況を踏まえて、3月議決で4月施行というスケジュールで市民または事業者には混乱が起きないかどうかということについて意見はあるか。

(事務局)

施工業者へのPRは。

(事務局)

環境保全課で太陽光パネルの設置にかかる補助金制度がある。その補助金に申請された業者のデータを提供してもらい、周知を図ることができるのではないかと考えている。

(会長)

タイトなスケジュールとなるが、周知を行っていただきたい。一方、太陽光パネルを取り巻く状況はかなり変化していきっており、一時期ほど喫緊のという感じはなくなってきていると感じる。

5 説明・報告事項

(2) 令和元年度長浜景観広告賞実施について

(事務局)

・資料5-1、5-2、5-3、5-4に基づき説明。

(会長)

長浜景観広告賞については今年度で8年目となる。景観からのまちづくりにおいて、広告物に対する市民または事業者の関心を高めてもらい、より優れた広告物でまちをにぎやかにする、商店街を活性化するという観点から創設したものである。

基本的には応募件数が多いほど、効果があったと理解したい。

そろそろ出尽くしたのではないかと意見もあるが、角度を変えてみれば、まだまだ優れた広告物があるかと思う。過去の受賞者を見ると、田村駅前都市開発などまちづくりの中で新しく進出した企業が設置した広告物もある。現代的で明確に企業コンセプトを表している広告物など、新たに設置される広告物についても、さまざまな視点で市民または事業者相互に優れた広告物を発見していただきたい。事業全般について質問等あるか。

(委員)

応募件数の推移は。

(会長)

数年前をピークにやや減少傾向をたどってきていたので、小学生へも募集をかけて持ち直したようにあったが昨年度も応募件数は相当落ち込んだ。

こうした状況から今年はチラシの情報を増やすとともに、webからの応募も可能とするなど、事務局の協力を得て若い世代が応募しやすい形を取り入れた。

(事務局)

昨年度は過去に受賞したところなどの審査対象外を除いて、審査に諮ったのは 23 件くらい。

(会長)

これについては数字的に改善されたい。この審議会の委員には大学の先生方もいるのでゼミ生への声かけなどの協力を通して成果を高めていきたい。

(委員)

応募用紙について、注意事項が 3 つかかかれているが、個人情報についての注意書きについて応募フォームに記載がないので、応募フォームにも追加されたい。

(事務局)

確認する。

(委員)

市街地はそこをフィールドとされるゼミなどもあるので周知を図れるが、市街地以外というとなかなかない。事務局は市街地以外の地域に対して、どのように PR しているのか。イベントでチラシ配布などはしているのか。市全域で盛り上がると思うが。

(会長)

これまでの審査状況では木之本などの北部からも応募があり、現地審査では長浜市全域をまわったように思う。

(事務局)

市民の方には広報誌へ掲載することで一定周知をしている。その他、北部をカバーする商工会議所へチラシ配布を依頼している。イベントでの配布はしていない。

(委員)

市外からの応募はあるか。駅まちテラスにチラシを設置するとの説明があったが、そうすると観光客の人も応募者になりうる。

(事務局)

今のところはない。

(委員)

8月に余呉町の方で文化財関係のイベントがある。景観にも関心のある方が集まるイベントだと思うがそこでの配布するのはどうか。歴史遺産課がかかっていると思う。

(事務局)

歴史遺産課に相談する。

(会長)

ただちに応募につながるかはわからないが、こういう取組があることを知ってもらうことは大切。また、それが応募につながれば一歩前進だと思う。

(委員)

自分自身、観光関係で周知するにはかなり苦戦している。効果の有無はわからないが、SNS を活用するようにしている。この事業も SNS を活用してみてもいい。

(事務局)

広報課で公式のフェイスブックやインスタグラムがあるが、今のところ、掲載できていない。確認する。

(会長)

無理のない範囲で周知を続けていってほしい。この事業は 10 年の事業期間を想定している。今年も含めると、あと 3 年。毎年少しずつでも前進させていって、10 年目の成果をきちっと積み上げていきたい。

(委員)

ロータリークラブで「100 歳まで生きる」という講演会を 2 年連続実施している。入りきれないくらい来ていただいている状況。そこで、来ていただいた方にこの講演会をどこで知ったかとのアンケートを実施している。年齢層が高いということもあるかもしれないが、滋賀夕刊のコマーシャルを見てきてくれている方が意外と多い。滋賀夕刊を活用するもの周知方法として有効ではないか。

(事務局)

今回の事業については、応募開始を報道機関にも情報提供し、滋賀夕刊には記事にしてもらった。

(委員)

記事ではなく、広告でと思ったが、広告だと料金があるので厳しいか。

(事務局)

記事であっても載せていただければ、それだけでも知ってもらう機会にはなっているかと思う。

(会長)

貴重な意見もいただけたので、これらを踏まえて成果をあげてほしい。

6 その他

(事務局)

次回の審議会開催予定を案内したい。景観広告賞の関係で部会にて一次審査を10月上旬に実施し、11月上旬にその最終審査を審議会で行う。11月下旬に太陽光パネルにかかる条例及び計画の最終案を審議会にお諮りする予定。

(会長)

長浜の中心市街地も建物のリニューアルや店舗の入れ替えがあり、景観は常に変わり続けている。こうした積み重ねが町や地域をつくっている。今後とも景観審議会の中で新しい状況を把握しながら、情報共有していきたい。また、委員の皆様様の専門の分野などお気づきの点があれば事務局へ連絡いただきたい。

7 閉会

- ・内藤都市計画課長からのあいさつ